慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	社会における生命倫理、生命倫理における社会
Sub Title	
Author	皆吉, 淳平(Minayoshi, Junpei)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2006
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.11 (2006.) ,p.101- 103
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	ビューポイント
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20060000-0101

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

社会における生命倫理、生命倫理における社会

"Society" in the Sociology of Bioethics

皆吉　淳平

1．社会への問いと生命倫理

社会とは何か。「社会」そのものを問うことは、社会学の根本に位置づく問題意識である。「生命倫理」を問うことも、この「社会」への問いからはじまり、そこに収斂する。

クローン技術や胚性幹細胞（ES 細胞）をめぐる研究、ヒトゲノムの解読など、生命科学の研究成果から輝かしい未来予測が語られている。その一方で、これらのテクノロジーは「生命倫理が問われる」ものとされ、「生命倫理」についての様々な言葉が溢れている。このような状況から、日本において「生命倫理」という言葉は、既に市民権を得たと言えるだろう。そしてこの事は同時に、「生命倫理」を様々な文脈において多様な意図を込めて語る社会が出現したことをも示している。

そもそも「生命倫理」という言葉は、bioethics の訳語として 1980 年代半ば頃、日本に導入された。その bioethics は、アメリカで 1960 年代以降に誕生し、公領域へと進展していった。bioethics の制度化の歴史は、医療に関わる意思決定の主体が、医師から医師以外の人々へと広げられてゆく過程として考えることができる。こうした制度化の歴史を参照するならば、「生命倫理が問われる」というのは、医療における既成の秩序編成（専門家支配）に対して批判的なまなざしが向けられることであり、医療に関わる意思決定をめぐって専門家である医師と（医師以外の人々という意味での）社会との関係性に変化が生じている状況だと考えられる。

「生命倫理の社会学 sociology of bioethics」あるいは「メタ・バイオエシックス」として現れつつある領域は、bioethics を社会的な現象として位置づけ、bioethics を生み出した社会そのものへの問いを根底に抱いて展開されているのだと思う。

「生命倫理の社会学」の草分けである R. フォックスは、社会学者が「もっと積極的に bioethics へ関わるべきであり、単なる観念的・経験的・政策的な貢献をするだけではなく、bioethics を社会文化的な現象として分析せねばならない」と述べている（Fox 1989: 266; フォックス 2003: 93-108）。彼女は bioethics が生まれつつあった 1970 年代から一貫して、「生命倫理」を当為や倫理規範に関する観念的な問題としてではなく、社会文化的な出来事として分析することの必要を述べていたのだ。

社会学や社会科学からの bioethics への接近には、医療における意思決定をめぐるエスノグラフィーがある。制度としての bioethics に対して、その現場での葛藤や実態を明らかにする。また、歴史的なアプローチもある。公民権運動や消費者運動という社会背景、「権利」など個人主義的な諸価値への傾倒、医療専門職への信頼、さらに保険などの諸制度を考慮し、アメリカの bioethics が制度化された歴史を読み解いてゆく。これは bioethics がいかに専門職として制度化してゆくか、という視

点でもある。このアプローチは、アメリカの bioethics を、アメリカ社会に独特なものとして、相対化してゆくものである。

このように生命倫理への社会学的探求は、意思決定をめぐる秩序生成の現場を、あるいは bioethics という制度を対象とする。社会的な現象として bioethics を捉えることによって、その秩序によって成立している社会、さらに生命倫理を語る社会そのものへの問いを内包しているのだと言えるであろう。

2．脳死臓器移植と社会的合意

「生命倫理」を問うこと、それ自体に社会への問いが内包されているのであれば、生命倫理が語られる中で「社会」に言及されることになるだろう。そして実際に、脳死臓器移植問題では「社会的合意（コンセンサス）」の有無が繰り返し問われるというかたちで、「社会」に言及されていた。

1980 年代から 1990 年代の脳死臓器移植問題は、日本において最も広く議論がなされた生命倫理の問題である。この論議を通して、日本における生命倫理という問題群あるいは領域が広く認知されたと言っても過言ではない。そして脳死臓器移植論議における「社会的合意」は、生命倫理において重要とされる理念の発見を導くものだった（皆吉 2005b）。

そこでは「社会的合意」が３つの水準で語られ、それぞれの水準において異なる「社会」イメージがあった。それは、意思決定の水準における合意当事者としての「社会」であり、移植の実効性の水準における臓器供給源としての「社会」であり、現象理解の水準における規範の源泉あるいは生物医学的思考の外部としての「社会」であった（皆吉 2005c）。こうした知見から、生命倫理において言及される「社会」は非常に限定的でありながら政治的であり、コンテクストつまり生命倫理を語る社会から切り離して論じることはできないのだと思う。

社会とは何か。それは生命倫理を語る社会と、生命倫理において語られる「社会」との往復運動によって紡ぎだされるものなのではないだろうか。

3．社会学と生命倫理

生命倫理を対象とする社会学には、危うさもある。生命倫理の社会学には、生命倫理的課題に対する社会科学的研究の有する影響、生命倫理をコンテクストに定位させる研究がもたらす影響がある。こうした自らの研究に対するリフレクションにおいて念頭に置かれているのは、生命倫理の世俗化あるいは脱道徳化がもたらす影響であり、例えば臓器移植という問題群においては、人体の資源化およびその流通の市場化への視点である（Fox & DeVries 1998:275-6）。生命倫理が「倫理 ethics」である基盤に、社会学は敏感でなければいけないのだ。

生命科学の研究成果は医療を介して社会へと還元される。新たなテクノロジーは、人々に生への希望を与え、その希望によっても支えられている。生命科学には経済的な利害関係が背後に潜むとしても、「生きたい」という意志を誰が否定できるだろうか。しかしながら、生への欲望には際限がない。臓器売買のように、生きるためであっても越えてはならない一線を引くのが、「倫理」なので

はないだろうか。

こうした危うさを自覚しつつも、生命倫理を対象とした社会学が必要だと思うのは、それが社会学の根本的な問題意識である、「社会」への問いを内包するからである。

「社会」は医療に生を託す患者や家族など当事者の声を掻き消す。この意味において「社会」は、個人と全体社会とを分断する。しかし一方で、生命倫理においても重要な「権利」という概念は、個人の意思決定を全体社会へとつなぐ力となる。ここでは個人の権利と「社会」とが対立する。感染症対策においても、個人（の権利）が全体社会の利益のために、一方的に無効化される。しかしHIV／AIDSにおいては、人権の保障によって感染症対策が実効化している。ここでは普遍的な人権という概念が、個人と全体社会とをつなぐ装置となっている。

生命倫理は「尊い生命」をめぐって、個人と全体社会との接続／切断が先鋭化する領域なのである。生命倫理を語る社会を問うことは、現代社会において個人と全体社会との関係性を考えることであり、「社会」という言葉がどのような意味を持っているのかを明らかにすること、さらに「社会とは何か」を明らかにすることにつながるのである。

歴史的にみれば、優生学の出現は20世紀最大の生命倫理問題であった。20世紀初頭に制度として社会学が確立する際には、この優生学との関係が強く意識されていた。イギリスでは優生学者とともに社会学会が設立されていたのだった（皆吉 2005a）。社会学の歴史が示唆するのは、生命倫理が「社会」への問いだけではなく、「社会学への問い」も内包しているということではないかと思う。

【文献】

Fox, Renée C., 1989, "The Sociology of Bioethics," in *The Sociology of Medicine: a participant observer's view*, Prentice Hall

Fox, Renée C. and Raymond DeVries, 1998, "Afterword: The Sociology of Bioethics," in Raymond DeVries and Janardan Subedi (eds.), *Bioethics and Society: Constructing the Ethical Enterprise*, Prentice Hall: 270-6.

フォックス，レネー・C，2003，『生命倫理をみつめて――医療社会学者の半世紀』みすず書房

皆吉淳平，2005a，「社会学と優生学――ロンドン社会学会における「都市学」と「優生学」」『哲学』No.114，三田哲学会: 259-89.

――――，2005b，「臓器移植における「公平性」の発見」『ソシオロゴス』No.29: 52-71.

――――，2005c，「「社会的合意」とは何か？――生命倫理における「社会」」『現代社会理論研究』No.15: 281-92.

（みなよし　じゅんぺい　　慶應義塾大学大学院社会学研究科博士課程）